

総務文教委員会記録

[第1日目]

1 日 時 平成29年12月14日(木曜日)

開 会 午前 9時59分

散 会 午前11時50分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高田重信

副委員長 高道秋彦

委員 金谷幸則

// 竹田 勝

// 上野 蛭

// 東 篤

// 松尾 茂

// 赤星 ゆかり

// 村上 和久

// 高見 隆夫

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
庶務課主幹	山下 達也

【監査委員事務局】

事務局長	島 静一
参事（次長）	中島 善一

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	船木 哲
次長（事務局長代理）	荒木 英仁

【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事併任）	本田 信次
理事（レジリエントシティ推進担当）	恒川 哲二
未来戦略企画監	山添 俊之
次長	前田 一士
次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	田中 伸浩
法務専門監	福島 武司
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	牧田 栄一
参事（情報統計課長）	島崎 忠司
参事（ガラス美術館副館長）	藤村 勝詞
企画調整課長	山本 貴俊
行政管理課長	渡辺 康裕
職員課長	杉本 周児
秘書課長	鎌田 泰史
広報課長	大沢 一貴
文化国際課長	砂田 友和
未来戦略室長	森 俊彦
富山外国語専門学校事務長	井上 剛秀
富山ガラス造形研究所事務長	野 恒寿
公文書館長	藤井 泰三
職員研修所長	高田 まどか
企画調整課主幹（調整担当）	高橋 洋

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課主査	大塚 宏明
議事調査課主任	野島 美央

7 会議の概要

委員長 ただいまから、平成29年12月定例会の
総務文教委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（4名）について諮る
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、金
谷委員、高見委員を指名いたします。
なお、ただいま指名いたしました署名委員が
欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願い
いたします。
当委員会に付託されました、各案件の審査に
つきましては、各部局単位とし、お手元に配
付してあります、委員会審査順序のとおり行
う予定であります。
なお、委員及び当局の皆さんに申し上げます
が、当委員会の記録については、後日、イン
ターネット上に公開されることとなりますの
で、質疑・答弁及び説明につきましては、今
まで以上に簡潔・明瞭に行っていただきます
ようお願いいたします。
これより、議会事務局所管分の議案の審査を

行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第1款議会費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

議会事務局長 〔挨拶〕

庶務課長 〔議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。

赤星委員 議案説明資料2ページの訴訟事務事業について伺います。今回の補正額53万円は、訴訟の着手金となっておりますが、この金額というのは、どういう積算なのでしょうか。

庶務課長 これで訴訟は2回目です。同様の弁護士さんをお願いしているものでありますが、どちらとも旧の日本弁護士連合会報酬等基準というものがございます。旧ということなので、一旦廃止にはなっているのですが、通常こちらが、通念的に弁護士報酬を出すときのかなりのよりどころになっております。この辺の

基準に基づいて、弁護士さんに金額の見積もりをいただきまして、算出した金額になります。

赤星委員 平成29年11月15日に第1回の口頭弁論が既に行われたわけですけれども、この着手金はどこまでの分なのですか。この次の、第2回の日程が決まっております、たしか1月15日あたりだと思うのですが。

庶務課長 着手金につきましては、一審までの分でありまして、上に行くたびに着手金が発生するものでございます。

赤星委員 そうしますと、口頭弁論だとか法廷に出ただかく回数が増えると、さらに報酬が積み上がっていくというか増えるといったことはないのでしょうか。

庶務課長 一審のレベルではございません。

赤星委員 私は、第1回口頭弁論を傍聴してきたのですけれども、このお二人の弁護士さんは、原告からの資料をひよっとしたらあまりよく読んでおられないのではないかと思った節があるので、それは、原告の訴訟代理人の弁護

士さんが市側の東弁護士と川島弁護士にちょっと聞かれたのです。これは、市長に不当利得返還請求権があるけれども、市長の何らかの判断で請求しないという認識なのか、それとも、不当利得返還請求権自体がないという認識なのかをお聞きになったのです。今後の裁判の空転を防ぐためという目的で、お聞きになったのですけれども、市側の東弁護士、川島弁護士は「えっ」ということで、即座にお答えになられずに、それは資料を読んでからということ、手帳を初めから二人で……

高見委員

今の質問は、裁判の中での弁護士さんの訴訟のやり方の手順だと。個人個人の差がありますので、そのことを議題にするのは不適當だと思います。

赤星委員

この補正予算について質問しているのです。

委員長

その中身はいいので、何を言いたいのかを明確にして、さっき言ったように簡潔・明瞭に質問してください。

赤星委員

ですので、原告から出された資料をきちんと読んだ上で裁判に臨んでくださいということ、を議会事務局からもちゃんとお話しされたの

かどうか、そこを聞きたかったのです。ちょっと長くなりました。

庶務課長

係争なので、当然やるべきことはやるつもりですが、第1回の口頭弁論におきましても、第2回で、追って主張するということでもありますので、現在、実際の資料を見ながら打合せをしていて、順次、書面を作成中でございます。そのほかについては係争中なので、ちょっとコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

赤星委員

原告の代理人弁護士から、先ほどの質問が出る前は、第2回は年内にという話だったのですが、それにお答えになれなかったために、1月に延びたのですね。裁判が長引くと利息だとか、そういう問題も発生してくるということもありますので、打合せはしっかりやっていただきたいと思います。

庶務課長

今の口頭弁論の期日につきましては、それぞれの裁判官の日程がございます。お互いがあいているというところで調整するということが原則と聞いておりますので、それに基づいて決まったものでありますし、利息とか、そういったものは先ほど申しましたように発生

いたしません。

委員長

ほかにはないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第118号中議会事務局所管分の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第118号中議会事務局所管分を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。よって本案件は、原案可決されました。

以上で、議会事務局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、当委員会に付託されました請願の審査を行います。

平成29年分請願第16号 政務活動費の議員個人への完全後払いに向けた請願、

平成29年分請願第17号 事後審査による
政務活動費の支払いも認めることを求める請
願、

平成29年分請願第18号 政務活動費の審
査に関わる第三者機関の早期廃止に関する請
願、

以上3件を、一括議題といたします。

上野委員 この請願第17号に関して、請願人の方から
意見陳述を行ってほしいという希望がありま
した。私としても希望いたしますので、ぜひ
意見陳述を行ってください。

委員長 ただいま、上野委員から請願第17号の請願
人である中川 岳志さんを当委員会の参考人
として意見を求める動議が提案されました。
このことにつきまして、委員会として直ちに
議題とし、委員会条例第56条により、挙手
により採決いたしたいと思いたしますがいかがで
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 異議がないようですので、そのように決定い
たします。
それでは、中川 岳志さんを当委員会の参考

人として意見を申し述べることについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、中川 岳志さんを当委員会の参考人として意見を求める動議は、否決されました。それでは、引き続き審査を続けます。

請願文書表はお手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文書表の概要を説明させます。

事務局

〔請願文書表の概要を説明〕

委員長

それでは、政務活動費に関するこれまでの経緯について、当局から説明を求めます。

庶務課長

それでは、私のほうから、これまでの経緯について、改めて御説明させていただきます。昨年度、政務活動費にかかる一連の事案を契機に、各会派の議員さん方が、それぞれの政務活動の実態を踏まえ、今後の適正運用に向けた協議等に精力的に取り組んでこられました。まず、昨年9月5日に開催されました

各派代表者会議におきまして、富山市議会として、政務活動費の適正化に取り組むため、政務活動費のあり方検討会の設置が決まりました。これを受けまして、同月の14日に第1回政務活動費のあり方検討会が開催され、チェック体制の強化や透明性の向上、額のあり方についての協議が行われ、翌月10月から翌年の2月までの間に、計9回の協議がなされました。そのうち、昨年11月2日の第5回政務活動費のあり方検討会においては、会派への前払いを前提とした改善案の骨格が取りまとめられるとともに、同日開催の各派代表者会議で協議結果の報告がなされ、政務活動費の見直しは、この改善案を基本として取り組んでいくことが決定いたしました。その後、11月22日の第6回政務活動費のあり方検討会において、あり方検討会の作業部会として、運用指針策定作業部会の設置を決定し、11月25日から翌年1月31日までの間に、計6回の作業、協議を積み重ね、「新・運用指針の素案」を取りまとめられました。これを受け、翌年2月に入り、政務活動費のあり方検討会を3回開催し、作業部会の「新・運用指針の素案」を策定する際に出た意見等について、整理と確認を行い、平成29年2月17日に、政務活動費のあり方検

討会の座長から議長に対して、政務活動費の新・運用指針（案）と、策定に当たったの基本的な考え方が報告されるとともに、同日開催されました各派代表者会議において、この新・運用指針を本市議会として、正式に決定いたしました。これらの経過を経て、今年度、改選後の4月24日から新・運用指針に基づく政務活動費の運用がスタートしたところであり、なお、第三者機関の設置につきましては、今年度、横野議員を座長とした新たなメンバーで構成する政務活動費のあり方検討会において、具体的な協議、決定がなされ、本年7月に立ち上がったところであり、現在、新・運用指針に基づく事前・事後の審査及び例月監査、並びに指導・助言を行っていただいているところでもあります。

委員長 それでは、各請願について御意見等はありませんか。

松尾委員 まず、この請願で、市民の皆様の声をいただけるということに対して、本当にありがたいなというか、感謝申し上げたいなというふうに思います。また、私自身も本当にいろいろな方から、いろいろな御意見をいただいているという現状の中で、今、経過の説明があり

ましたけれども、当初は、こういったことを起こさせてしまったという責任を本当に痛感した中で、私自身や公明党会派といたしましても、この議論をスタートさせていただきました。その中で、最終的には各派代表者会議で、議会が団結をして、全会派が一致した意見として、そういった形で—まだ途中経過ではありますけれども、進めさせていただいている現状があるわけですね。私が言いたいのは、全会派がそろった中で、全会派の総意として、責任をしっかりと持って議員がみずから政務活動費のあり方というものを決断させていただいたという、この重みが非常に重要だと改めて実感をしております。だからこそ、途中経過ではありますけれども、しっかりとまた精査をしながら、みんなで話し合っ、て、よりよいものをつくり上げていかなければならないなというふうに—今、こういった市民の皆様のお意見もいただいたということも本当に重要でしっかりと受けとめて、やっていかなければならないと思います。何を言いたいかというと、総務文教委員会は、全会派がそろっているわけではないのです。そういった中で、こういった大事なことを議論すること自体がそぐわないかなというふうに自分自身はすごく感じておりまして、そういっ

た中で、各派代表者会議といった重い機関の中で決定してきたことを、なぜこういったところに上げて議論しなければならないのかということが不思議だなというのが、私の今の率直な思い、意見であります。

赤星委員 議会事務局に質問していいですか。

委員長 簡潔にお願いします。

赤星委員 ことし7月からこれまでに第三者機関で行われた事前審査・事後審査は、それぞれ何件かわかりますでしょうか。

庶務課長 直接は会派と第三者機関との契約に基づくものでありますので、質問された委員の方が一番よく御存じだと思うのですが、座長などから通して聞いたところによると、平成29年11月末では約1,000件だというふうには聞いておりますが、詳しいものは日報等で各会派に委託契約に基づき、行っているというふうに聞いておりますので、赤星委員さんのほうがよく御存じかと思えます。

赤星委員 でも、全会派の分はわからないでしょう。

庶務課長 全会派分の件数をまとめた日報をつくっておりますので、そちらを見ていただいているものと思っております。

赤星委員 この3つの請願について、きょうは、傍聴に請願者の方々がおいでになっております。議会改革検討調査会ですとか、政務活動費のあり方検討会ですとか、この総務文教委員会にもたびたび傍聴においでになっている方々だと思います。そうした議会での議論をよく見ていただいて、こういう請願を出していただけるのは本当にありがたいと思っています。昨年来のあまりにもひどい政務活動費の不正問題はいまだに終わっていません。そこへ市民の方からこうした一生懸命で、文章も推敲され、悩みに悩んで提出された請願3件は、本当に貴重な請願だと思います。議会はこれを真摯に受けとめまして、ぜひ請願を採択して、来年度に向けた見直しの議論を開始すべきだと思います。もう1点質問したいのですが、政務活動費のあり方検討会が最近は開かれておりませんが、最後に開かれたのはいつだったのでしょうか。

庶務課長 政務活動費のあり方検討会は、今年度3回開

かれておりました、最後が6月だと思います。

赤星委員

わかりました。それからずっと開かれておりませんし、先ほど松尾委員がおっしゃいました、全会派で議論すべきだということは、私もそのとおりだと思うのです。しかしながら、今年度の政務活動費のあり方検討会には入っていない会派もあります。そこで、政務活動費のあり方検討会のあり方も含め来年度に向けて、ことし7月から設置された第三者機関のあり方、それから平成29年4月からの新しい運用指針のあり方の議論を直ちに始めるべきだと思いますので、3件の請願をぜひ採択すべきだと思います。

上野委員

私もこの請願については、紹介議員となっていますので賛成の立場から言わせていただきます。平成29年度第3回政務活動費のあり方検討会の議事録も見させていただきましたが、この中で、横野座長のほうからも、実際に運用されて、公認会計士の方による仕事がいざ始まった段階で、何かふぐあいが起きたなどということがあれば、政務活動費のあり方検討会を開くなりといった形で、いろいろと意見交換をしたいというふうな発言をされています。ただ一方で、この中でも来年の1

月ぐらいをめぐるといふふうにおっしゃっていますので、今、議会事務局の方たちも一緒に運用指針を見ながら、さまざまな事務作業をされていると思いますし、実績としてかなりの事例が積み上がってきていると思います。ですので、そういった形で再度、早期に検討していく必要があります、その時期がもう来ているのではないかというふうに思っていますので、この請願にぜひ賛成していただき、会派がそろった状態で政務活動費のあり方を検討していただきたいというふうに思います。

竹田委員

私はこの4月に初当選して出てまいりましたが、私が1つ挙げますのは、この第三者機関の設置ということは大変注目を浴びた象徴的なことだったと思うのです。ことしの7月からスタートしてまだ半年も経過していない中で、新たな見直しなりというのとは、何か課題なり、致命的な問題なりというのがない中で、なぜそういうことを一やはり、完全に軌道に乗って、その上でどうあるべきかということ議論するのは、やっぱり議会人として当たり前でありまして、性急に過ぎるのではないかというのが私の結論です。

高見委員

今のこの請願のことにつきましては、当時こ

の政務活動費のあり方検討会といたしましても、私が議長のとときに各会派の会長さん、あるいはその方々に強くお願いし、政務活動費を何とかきれいに使おうということをつくったものであります。それがいろいろな検討を重ねられ、各会派の議員さんのそれぞれの意見を集約して1つのものをつくったわけですよ。それが、今度は議員さんが一実際にこの請願文を書いておられるわけではないのですが一紹介議員になって、こういうふうに出てくること自体がちょっとこれはいかなものかなと思います。やっぱりもう少し、議論する場というのは、政務活動費のあり方検討会なりでしっかりと議論するべきであって、先ほど松尾委員が言われたようなもので、ここでやるのはいかなものかと。自分たちのやったことを否定するような形になっていくので、私はちょっとこれはいかなものかなというふうに思います。

赤星委員　　今の高見委員の、請願が出てくること自体がいかなものかという御発言は、それこそいかなものかと思います。

委員長　　二人に申し上げます。これはあくまでも意見の中の一これは自由な発言……

(発言する者あり)

赤星委員 発言中なのです。請願は憲法第16条……

(発言する者あり)

委員長 それは認める上で、ただ、高見委員の意見としてはそういう意見であったということであります。

高見委員 私は請願が出てくることを否定しているわけではないので、その議論に携わった議員さん方が紹介議員になっていることが、自分たちのやってきたことを否定するということを行っているのであって、請願そのものを否定しているわけではありません。

赤星委員 地方自治法で紹介議員が必要となっておりますから、賛同できる内容であれば紹介をしないと請願権が保障されません。賛同できる内容ですので、私たちは橋渡しをしているだけです。そこに文句を言われる筋合いはありません。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のために確認いたしますが、各請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

継続審査との意見がないということを確認し、それでは、引き続き、審査を続けます。
これより、平成29年分請願第16号から請願第18号まで、以上3件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

高見委員

先ほど当局からこれらの請願に対する説明がありました。そのとおり、このようなことから、既に議論のプロセス、ルールが定まっている案件について、請願の紹介者になり採択を求める行為は、議会全体でみずからが定めたルールに基づき、取り組んでいることを自己否定し、自己矛盾を来すものであり、議論を重ねてルールをつくり上げる議会という場に身を置くものとして、断じて行うべきではありません。また、本会議として、こうした請願の採択は控えるべきものです。これは、議論を封じるということではなく、議論の場があり、かつ、その場にて議論が行われているにもかかわらず、いたずらにあちこちで議

論を始めるべきではないということであり
ます。なお、市民が請願を行うことは市民の権
利として、当然尊重されるべきものでは
ありますが、議会が請願を採択すること
は、現在の取組み状況等を勘案して
総合的に判断されるべきものであり、
2つは、別の観点で議論されるべき
ものであります。また、専任の議論の場
がありながら、本会議や委員会で内容
の議論に踏み込むことは、貴重な時間
を割いた二重の議論となるもので行
うべきではありません。以上のことから
反対とします。

上野委員

平成29年分請願第17号、及び請願第18
号に関する賛成討論を行います。請願権に
関しては今までも述べてきましたが、権
利としてありますが、間接民主制では、
議員がその意見を預かり、実現するよ
う働きかけることでもあります。一方
で議員を介することで、議員の意見が
反映され過ぎることや、陳情・要望が
違った形で伝わる可能性は否定できま
せん。住民自治の観点からも請願を通
して住民の意思を反映することは大変
重要なことです。そのため、議員を介
する方法と直接的に請願者がその意
向を伝えることは似て非なるもので
す。間接民主主義や議会の形骸化に
つながるものではなく、議会がその
機能を維持

しながらも、市民の権利を守るための手段です。議会の形骸化を恐れるあまりに制限をしてはいけないのです。請願第17号に関して、議会は本来、議員個々の集合体です。議員平等の原則があるように、発言においても調査・研究などの議員活動においても会派として動くこともあれば、議員個々で動くこともございます。その中で、会派の一員として事前に行動を全て報告、連絡、相談するといったことは難しい場面も出てくることでしょう。時には議員個々で判断せざるを得ないときがあるはずですが、会派重視のようになりがちですが、「会派」という言葉は地方自治法第100条第14項、第15項にのみ記載されており、その活動に関しては記載がございません。本来、市民からは議員個々に負託をされ、平等に発言や活動を行うことを顧みれば、議員個々の判断で動ける範囲を広げることは、議員だけではなく会派の活動、議会の質の向上にもつながります。そのため、事後審査のみの承認制を取り入れることで、より柔軟な政務活動を行えるでしょう。請願第18号に関して、第三者機関の配置について、平成29年7月分から契約がされ、約半年程度、第三者機関のチェックが行われました。その中では二重、三重に事務局側も事例を積み重ね

てこられたことと感じております。そのことには、大変感謝を申し上げたいというふうに思っております。本年6月に開かれました政務活動費のあり方検討会においても、ブラッシュアップが必要であるというふうな発言もございましたし、第三者機関の検討事項があれば政務活動費のあり方検討会を開くなり、意見交換を行いたいという発言もありました。しかしながら、その検討についてめどが立っておらず、市民から第三者機関の必要性についての是非を問われるのは無理のないことだというふうに感じております。第三者機関が本年度中の契約であり、改めて継続する必要があるのかどうかという意見は当初からあったことというふうに感じております。事務局が事例を積み重ねた経緯もあることから、今年度中といった形ではなく、早期に第三者機関の見直しを行うことへ御賛同くださいますようお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

東委員

平成29年分請願第16号に関して、賛成討論させていただきます。政務活動費のあり方検討会の議論の経過に関しては先ほど庶務課長からもございました。それで、ことし7月1日から来年の3月31日、ただし、ことし

の5月1日から6月30日までの政務活動費についても審査対象とするということで、現在、新しい運用指針により、政務活動費の審査を受けております。私はこの新しい運用指針により、事前審査にかかる事前審査書や実施計画書など、大変労力も要する厳しい制度になったとみております。しかし、以前は先払い制としていたことから、過去の政務調査費・政務活動費の不適切支出や領収書改ざんなどの問題が、いまだに出てきているということもあります。このような中で、社会民主党議員会はこの間、政務活動費の不正根絶には、議員一人一人が一旦、政務活動費を立てかえ払いし、第三者機関等による審査を通ったのちに議員個人に支給するという完全後払い制度を主張してまいりました。第三者機関による審査が始まって以降、政務活動費の用途をめぐる問題は起きていないというふうに認識をしておりますけれども、会派への先払い制が残っている限り、不適切な支出がなくならないというふうに考えております。したがって、問題となる事象が起きないように、改めて政務活動費の議員個人への完全後払い制度を確立しておくことが必要との認識から、この請願に賛成するものであります。以上で、私の賛成討論とします。

赤星委員

日本共産党からの賛成討論を行います。請願は憲法と、たった6条からなる請願法に基づき国会法と地方自治法だけが紹介議員を必要としています。そもそも市議会における紹介議員は、請願と市議会の橋渡し役であり、何人も請願を平穩に行う権利が保障されています。請願を出させるなど言ってみたり、請願をしたことに対して非難をしたりするようなことは、請願権の侵害に当たる行為であって、行ってはなりません。さて、請願第16号は議員への政務活動費の支払いについて、会派への先払いを廃止し、市から本人への完全後払いを原則とすることに向けた請願です。昨年から発覚した政務活動費の不正取得は、会派に議員の人数分を先払いで支給された政務活動費を返すのはもったいない、余さず使い切ろう、もらい切ろうという意識が働いて、ほかの議員の分まで「余裕があったら融通してくれ」と、白紙領収書まで使って領収書、案内文書、さまざまな添付書類を偽造して行われてきた不正です。今現在、「私はこの4年間、政務活動費を1円も使わん」と宣言している議員もいるようですが、議員個人への完全後払いにすれば、使わない議員の分を会派やほかの議員が使い切ろうとすることも防げます。請願者は、新たな運用指針をはじめ

とする改革への取組みに御理解を示していただきながらも、「果たしてこれで政務活動費の不正取得問題が根本的に解決され富山市議会への市民の信頼が取り戻せる事になるのかどうかについては、疑問なしとは言えません」と述べられています。こうした批判と提案を真摯に受けとめ、請願を採択して、議会として議論を開始するべきです。次に、請願第17号の趣旨は、「事前審査を行わなかった政務活動費に対して、厳格な事後審査により政務活動費が支払われる仕組みを検討して頂きたい」ということです。現在の新しい運用指針では、「第三者機関の事前承認を得るいとまがない（急を要する）政務活動実施における事務手続き」が定められていますが、現実には政務活動費を充てることのできる経費であっても、例えば学習会や研修会などに参加したとき、会場で売っている講師の本を買うとか、機敏に現地調査に出かけて駐車場代を払うとか、会派内における事前審査は「会派における会長等への口頭了承でのみ実施することができる」「口頭了承を行った旨の経緯書を作成しておく」などの手続も面倒なので、自腹となっているものが少なからずあります。セキュリティの問題では、「議員活動の内容が事前に漏れてはいけないこと

は言うまでもありません」という部分ですが、例えば、大人数の会派内で、ほかの議員の地元を調査したいとか、ほかの議員の政治資金を調査したいとか、我が会派ではありませんが、事前に誰にも知られないほうが動きやすいということが今後も一切ないとは言い切れないと思います。請願者は、こうした多様で柔軟、機敏な、さまざまな議員活動を想定しておられ、本当に議員に政務活動費を活用して、活発な活動をし、市民に役立ってほしいという願いが、私にはびんびん伝わってきます。そして、第三者機関ですが、富山市議会が政務活動費を正しく使えなかったために、公認会計士による第三者機関を設置して、年間五、六百万円の税金による政務活動費を支払って審査してもらわなければならないことは、私たち議会側が無駄使いではないと言っても、市民から見れば、無駄使いと映るのも当然ではないでしょうか。これは次の請願第18号も同じような御意見だと思います。4点目に、請願者はことしの3月議会には、第三者機関の早期廃止を含む請願を出されており、事前審査の負担を軽減しつつ、早期廃止を検討してほしいということと、何ら矛盾するものではありません。最後に請願第18号は、政務活動費の審査を第三者機関（公認会

計士)に依頼することを早期廃止することを求めています。そもそもあらゆる手口を駆使して不正がばれないように領収書や添付書類が偽造された不正の大事件の経験から、そういうことを許さない最も厳しい審査という意味で、公認会計士による第三者機関が置かれましたが、本当に議会と全ての議員が政務活動費の正しい使い方を守っていけば、それはいつまでも必要なものではありません。そのことは、政務活動費のあり方検討会の横野座長自身が各種会議でも御発言されています。

「政務活動費の本来の主たる用途は、市政の調査研究です。公認会計士への費用に政務活動費を充てることは、議員の調査研究費用を圧迫することになり、それは議員自身だけでなく、よりよい市政を望む市民にとっても望ましいことではないと考えます」と、請願の最後で述べておられますが、全くその通りです。以上、3件の請願を採択し、議会として直ちに検討に入るべきとの立場から、日本共産党として賛成討論といたします。

委員長

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、平成29年分請願第16号を挙手により、採決いたします。

本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

これより、平成29年分請願第17号を挙手により、採決いたします。

本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

これより、平成29年分請願第18号を挙手により、採決いたします。

本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

次に、議会事務局所管分で、議案以外に、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、議会事務局所管分を終了いたします。

議会事務局の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議会事務局退室／監査委員事務局入室〕

委員長

これより、監査委員事務局所管分の議案の審査を行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、監査委員事務局 所管分

を議題といたします。
当局の説明を求めます。

監査委員事務局長 〔挨拶〕

監査委員事務局次長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第118号中監査委員事務局所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第118号中監査委員事務局所管分を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって本案件は、原案可決されました。

以上で、監査委員事務局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、監査委員事務局所管分で、議案以外に、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、監査委員事務局所管分を終了いたします。

監査委員事務局の皆さんは退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔監査委員事務局退室

／選挙管理委員会事務局入室〕

委員長

これより、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、選挙管理委員

会事務局所管分、
報告第41号 専決処分について承認を求め
る件（平成29年度富山市一般会計補正予算
（第4号））、
以上2件を、一括議題といたします。
順次、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会 〔挨拶〕
事務局長

選挙管理委員会 〔議案第118号中
事務局次長 選挙管理委員会所管分について、
報告第41号について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質
疑を終結いたします。
これより、議案第118号中選挙管理委員会
事務局所管分、報告第41号、
以上2件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第118号中選挙管理委員会事務局所管分、報告第41号、

以上2件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって各案件は、原案可決・承認されました。

以上で、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管分で、議案以外に、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

選挙管理委員会事務局の皆さんは退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ち

ちください。

〔選挙管理委員会事務局退室

／企画管理部入室〕

委員長 これより、企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、企画管理部所管分、第3条債務負担行為の補正中、企画管理部所管分

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

企画管理部長 〔挨拶〕

企画管理部次長 〔議案第118号中
企画管理部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

情報統計課長 〔議案第118号中
電子申請システム導入事業について、
議案説明資料により説明〕

ガラス美術館副館長 〔議案第118号中

ガラス美術館受付・監視等業務委託に係る債務負担行為の設定について、
議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

竹田委員 電子申請システム導入事業についてお伺いいたします。現在、申請や届け出、電子入札、スポーツ施設予約等々があるのでしょうか。平成29年度が無理であれば、直近は平成28年度ですから、平成28年度は、どの程度の利用件数、申請件数があるのでしょうか。

情報統計課長 このサービスにつきましては、情報統計課のほうでは提供しておりません。申しわけございませんが、今、手元に数字を持っておりませんので、調べまして後ほど報告させていただくわけにはいかないでしょうか。

委員長 よろしいですか。

竹田委員 わかりました。いずれにしても、私はもちろん賛成の立場でございます。少なれば啓蒙・普及をやっていただきたいということで

あります。

赤星委員 同様に電子申請システム導入事業について伺いたいのですが、対象となる申請や届け出にはどのようなものがありますか。

情報統計課長 対象になるものは、原課でやれるというふうに判断したものは、基本的にどの申請も可能となります。今はとりあえず国が定めた法律のもとで動くものを優先して進めたいと、準備をしたいというふうに考えております。

赤星委員 例えば、市の斎場がありますけれども、先日、葬儀屋さんのグループと環境部とで懇談されたときに、火葬場の予約がいまだに紙による申請だと。電話で予約して、夜間などは予約できないので大変困っておられまして、インターネットで予約を24時間行えるように、ぜひ、すぐにもやってほしいとおっしゃっていましたが、その可能性はあるのでしょうか。

情報統計課長 今、我々が準備するのは、1つのシステムということで入れ物を用意いたします。その入れ物を使って、原課が今のような要望を受けて、「じゃあ、これを使ってそういったものをやろう」というふうに判断したときに、そ

れが可能なようにサービスを提供するための準備をするという段階でありますので、そういったものの実現というのはこれからの話になってくると思います。

上野委員 同様に電子システム導入事業に関してなのですが、今ほど、どの申請も可能というふうにおっしゃられたのですが、具体的に保育関連の申請というのはどこまでの範囲を考慮してもらえるのでしょうか。

情報統計課長 まず、今、国のほうで進めて、準備しておりますのが、国の法律によって動く手続です。その中で、一応、国は4制度で15手続を実現するというふうに明らかにしております。その中で、例えば、保育関係ですと、支給認定の申請ですとか、保育施設等の利用申込み、それから保育施設との現況届といったような様式を電子申請化するというふうに国はしています。

上野委員 そうでしたら、ちょっとわからないのですが、けれども、添付資料とかが恐らく出てくると思うのですが、それについても富山市は電子化をされる予定なのですか。

情報統計課長 当然、添付しなければならない資料はありますので、そういった場合は電子化し、添付して一緒に出すというのが、電子申請のスタイルになってくるのだらうと思います。実際の細かい手順につきましては、担当課のほうで、どういうふうな調整をするかという、これからの部分があると思いますので、ここで私が明確にこうなりますということは申し上げられません、基本的にはそういう形になると思います。

竹田委員 ガラス美術館受付・監視等業務委託に係る債務負担行為の設定について質問いたします。債務負担行為限度額が1億2,100万円となっています。ちょっと見えにくいので、受付の人員なり、あるいは、監視等業務委託の一括業務委託になるのか、そのあたりの内訳がわかるようであれば少し教えていただきたいと思います。

ガラス美術館副館長 ガラス美術館の受付と監視業務の2つでございますが、受付というのは美術館の企画展示室、常設展示室の各入り口にあるものが受付でございます。監視員というのは展示室内にあります。基本的に、展示によって監視員の数も変わりますが、おおよそ1日当たりで

大体30ポストが必要になってまいります。それから、あとは1階の総合案内もございまして、全部合わせると、大体1日で美術館に30ポストの人数の張つけが必要ということになります。それと、土曜日、日曜日もずっと開館しておりますので、開館のときに朝から晩までいるものを全部時間的に計算しますと、年間で約10万時間が必要となります。その部分が大体1億2,000万円余りということになります。

東委員 ガラス美術館の受付・監視等業務委託の関係ですが、現状では、受付・監視等業務はどちらの業者さんがやっておられますか。

ガラス美術館副館長 株式会社ホクタテさんです。

東委員 両方ともですね。

ガラス美術館副館長 はい。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第118号中企画管理部所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第118号中企画管理部所管分を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、富山広域連携中枢都市圏ビジョン（案）について当局から報告を求めます。

企画調整課長

〔委員会資料及び別冊「富山広域連携中枢都市圏ビジョン（案）」により説明〕

委員長

ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

赤星委員

委員会資料別冊の33ページをお願いします。具体的取組みの中で、この33ページの事業名は富山駅周辺整備事業となっております、

事業概要は富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業と富山駅周辺地区土地区画整理事業となっておりますけれども、これは連携中枢都市圏ではなくても、これまで富山市としてやってきた事業ですが、ほかの市町村がここに取り組む関連事業にかかる費用は、必要に応じて各市町村が負担するとありますけれども、他の市町村が取り組む関連事業というのはどういうことが考えられるのでしょうか。

企画調整課長 これは富山市が既にやっている事業でございますので、今のところは、これについての関連事業ということで想定しているものはございません。

赤星委員 想定しているものはないけれども、ここに載っているということは、これまで富山市としてやってきた事業の費用負担を各市町村に一部を求めることがあるということでしょうか。

企画調整課長 そういう意味ではございません。

赤星委員 この具体的な事業名は、既に各市町村の了承といたしますか御理解が得られた上で、ここに載せてあるのでしょうか。

企画調整課長 はい、そのとおりでございます。

赤星委員 別の事業を聞きたいので、委員会資料別冊35ページに飛びます。「富山市まちなか総合ケアセンター」における病児保育事業とあります。その中で、お迎え型病児保育事業がありますけれども、仕事の都合などで急に迎えに行けない保護者にかわって、市職員が迎えに行く事業ですが、これは他の市町村－滑川市、上市町、舟橋村、立山町ですが、距離的に大変遠いところもあるのですけれども、それも全部富山市の職員の方がお迎えに行くということなののでしょうか。

企画調整課長 そのとおりでございます。ただ、この事業につきましては、タクシー代の負担というのが生じてまいります。富山市の場合は、保護者の方は4分の1で済むということなのですが、これにつきましては、各市町村と利用者の間でどのような負担割合にするかということ、今、それぞれの予算編成の中で協議中ということでございます。

東委員 委員会資料の1ページの3の連携中枢都市圏形成の経緯及び今後の予定の中で、平成29年11月にパブリックコメント（1日～17

日) というふうに書かれております。これはもう終わったということなのですが、ホームページとかで見られるようになっていませんか。

企画調整課長 はい、見られるようになっていきます。

東委員 私も事前にチェックできなかったのですが、具体的な件数なり特徴的な意見なりを聞かせてください。

企画調整課長 これにつきましては、残念ながら意見は1件でございました。内容は、連携中枢都市圏ということですが、合併してはどうかというような御意見でございました。回答といたしましては、合併というのは想定していないという趣旨の回答をもっております。

東委員 せっかくパブリックコメントを求めても1件だけであったというのは、非常に残念というか、果たして市民の皆さんへの周知がうまくいっていたのかということも検証しなければならないのですが、いずれにしても、来年1月に締結、そして4月から具体的な連携事業を開始していくということになります。そこで市民の皆さんの思いが「こうじゃなかった」ということがないように、市サイドと

して、もっとしっかりと市民の皆さんの意見を聞く場を設定すべきだと思うのですけれども、どのようにお考えか聞かせてください。

企画調整課長 周知につきましては、富山市のホームページだけではなく、各市町村のそれぞれのホームページでも周知しておりますし、このビジョンの策定に当たっては、各市町村におきましては、それぞれの対応が多少は違いますが、窓口にもこういうものを置きながら、パブリックコメントをされたというようなことを聞いております。

東委員 いずれにしましても、市民の皆さんに市の思いもしっかりと伝わるように努めていただくよう要望いたします。

松尾委員 かなり幅広く事業を連携して、展開していくということになっていきますけれども、そのかなめというのが富山広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催ということで、このメンバーというのは幅広く事業をやっているものですから、その事業ごとにメンバーが変わっていくということになるのでしょうか。それとも、まとめて事業の推進にかかわっていかれるのですか。

企画調整課長 この懇談会につきましては、委員は18名で構成しております、今ほどおっしゃいました分科会とかそういう形式ではなくて、この18名の委員さんは、各分野からお願いいたしまして出ておられるということでございます。

松尾委員 各分野というのは、事業ごとに精通した、そういった方がおられるということでしょうか。

企画調整課長 必ずしもぴったり当てはまるかどうかですけれども、例えば、金融機関の方ですとか大学の先生、鉄道関係の方、観光関係の方、それから社会福祉関係の方、あとは医師会関係の方、それぞれ関係する分野から一商工会議所の方は欠席でございましたー各分野からお願いしたものです。それと、18名のうち8名は各市町村から2名ずつお願いした方でありまして、この方々に関しましては、例えば、体育協会の会長ですとか、区長協議会の会長ですとか、PTAですとか、さまざまな分野の方々ということになっております。

松尾委員 いずれにしても、ここで市民の声だとか、意見というか、そういったものをしっかりと幅

広く一最後に書いてありますけれども一しっかりと聴取して、吸い上げて、そこで反映していくということをやっていないと間違った方向になるということもあるので、そこら辺はしっかりやっていただければと思います。

上野委員 委員会資料別冊34ページから36ページまでの、富山市まちなか総合ケアセンターに関する事業についてお聞きしたいのですが、どれくらい他市町村からの需要であったりとか、利用であったりというのを見込まれて、今、計画されているのでしょうか。

企画調整課長 これにつきましては、どのくらいの方が来るのかというのは、正直なところわからないというのが現状でございます。例えば、障害児支援事業でございましたら、現在その施設にそれぞれ通所されている方の人数というのはある程度の見込みはあるのですが、その方のうち、どの方がこちらに来られるか、あとは、病児保育につきましても、今まで各市町村でやっていらっしゃるものを富山市なおかつ富山市に働きに来ておられてどのくらいかというのは、実際には、非常に数字が見込みづらいということでありまして、数としては、そんなにたくさんの方は来られないというよ

うな気持ちで事業の連携を進めていたところでございます。

上野委員

もう既に各市町村などで事業がなされていると思いますし、圏域を超えてとなると、そんなに人数がおられないのかなというのは確かに想像できるのですが、ただ、私は一般質問のほうでも取り上げたのですけれども、やはり、専門的な障害支援とかになってきますと、人員配置ですとかで、急に大きくするということはやはり難しいと思いますし、その受け皿の確保とかが、ちょっと心配かなというふうに思いますので、そういったことも考えていただければというふうに思います。

赤星委員

委員会資料別冊26ページに将来の目標人口が書いてあります。それと、転入と転出ですけれども、委員会資料別冊9ページの上のほうの年齢別の転入転出者数では二、三十代が多く、20代以下が転出超過、30代以上が転入超過となっていると記載してあります。ここで、先日の9月の県の世論調査でも、女性が働きながら子育てもするために、今、保育所や学童クラブが足りないというお声が60.3%で一番多かったです。今後、大事な事業はそれをもっともっと整備していくこと

が必要だなと思っています。ここで、20代の転出超過というところで、ある民間の保育園で園長先生とお話をしたのですが、保育士の需要が都市圏の東京ですとか、福岡市ですとか大阪で、ものすごくあるということで、今、認可保育園を増やそうというふうになっていて、保育士が足りないので、高い給料ですとか、アパート……

委員長 要点をまとめて質問してください。

赤星委員 大都市圏での保育士の需要が高くなっていて、条件もいいものですから、若い人達がそっちへ行ってしまうので、地方では保育士が不足しているのですよというお話を聞きました。ですので、きちんと、他の市町村とも連携をしまして、保育や学童保育などにおける働く場を、若い人たちがお仕事としてちゃんと働ける場を増やしていくことが肝要ではないかと思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょう。

企画管理部長 富山市はとにかく昼間人口としてこれだけ多くの方が圏域からいらっしゃいます。それと当然、事業所として働きやすい雇用環境の創出というのは従前からされておりますし、広

域連携において、富山市は総合的なまちづくりの中で、ここに提案しております12の事業を通じて、圏域全体が住みよくなっていくというようなことを、中核市に集まってこられる皆さんや、各地域の住民の皆さんに周知していくと。圏域全体が魅力ある地域になっていくためにこの事業に取り組んでおりますので、委員から御指摘のことも当然含めながら、今後とも総合的なまちづくりを進めていくというふうに考えております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

赤星委員

市役所の駐車場についてお伺いしたいのですが、けれども、現在、1時間の駐車料金とそれから延長になった場合……

(「財務部」と発言する者あり)

赤星委員

ごめんなさい。間違えました。広報課にお聞きしたいと思います。平成28年度と平成29年度の市長の出前トークの開催状況について、教えていただきたいと思います。

広報課長 御案内のとおり、市長の出前トークにつきましては毎年やってきておりますが、そもそもの目的が市長が市民の皆さんのところへ直接出向いて、市政の方向性ですとか、そういったことを直接お話しして、理解を深めていただきながら、今後のまちづくりの推進に御協力していただくという趣旨で行っております。その中で、平成28年度、平成29年度につきましては、平成28年度が13回、平成29年度は11月までですけれども11回行っております。

赤星委員 申し込まれる方は、必要事項を書き込みますよね。何を書いて申請すればいいのですか。

広報課長 申込書につきましては、まずは申込み日一日付です。日付と住所または所在地、団体またはグループ名、代表者氏名、電話番号が申請条件になりまして、実施日、曜日、時間、会場、場所、所在地と参加の予定人数を記載していただくことになっております。あとは、実施の方法として、出前トークを単独で実施、ほかの会合と合わせて実施ということになっております。記載事項は以上です。

赤星委員 開催の記録というのは、何年間保存されるの

でしょうか。

広報課長 保存年限は1年となっています。

赤星委員 今度は、市長の公務の記録についてお伺いしたいのですが、これは秘書課になると思うのですが、公務日誌、行事予定日誌というものがありますよね。市長や副市長さんたちの予定が書いてあります。例えばここに、今の出前トークですとか、いろいろな行事、団体との懇談会ですとかの申込みがあった場合に、行事予定に書き込まれるのは、どなたなのですか。

秘書課長 今おっしゃられたとおり、市長、副市長の日程を管理しておりますので、それぞれの担当秘書が書き込むことになります。

赤星委員 そこに書き込まれる行事名、主催者名が書いてあったりなかったりするようなのですが、そこに書いてあるものは、正確な行事名と正確な主催者名が書き込まれているのでしょうか。

秘書課長 あくまでも特別職の日程を管理するというところで、それぞれの事業につきましては、担当

課が把握しており、我々としては、管理しやすい名称で書く場合もあるということでございます。

赤星委員 公務の日誌というのは、後で誰でも情報公開請求をすれば、公文書として出てまいります。ですので、やっぱりできるだけ正確な記載が必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

秘書課長 御指摘いただいた件については、今後の事務の参考にさせていただきます。

赤星委員 これまで書き込まれた行事名は、正確なものですよね。

秘書課長 行事を把握する内容として、我々が管理できる範囲のものを記載しているという認識をしております。

赤星委員 具体的に日時を言いますが、今、おわかりかどうかわかりませんが、平成……

村上委員 このような質問は委員会の審査になじまないと思いますので、個別に行っていただきますよう、采配を願います。

委員長 今、村上委員からあったとおり、私もそのように思いますので、個人的な日程などにつきましては、個々に当たっていただければと思います。

〔「議事進行」と発言する者あり〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、企画管理部所管分を終了いたします。
お諮りいたします。
本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
来週、12月18日（月曜日）は、午前10時から委員会を開き、教育委員会、財務部及び出納課所管分並びに歳入等の議案の審査などを行います。
本日は、これをもって散会いたします。